

平成24年第2回定例会

予算決算常任委員会 健康福祉病院分科会

説明資料

【議案補充説明資料】

頁数

- ◇ 認定第4号 平成23年度三重県病院事業決算
「決算審査意見に対する考え方について」

1

【所管事項説明資料】

- ◇ 所管事項なし

平成24年10月5日
病院事業庁

項目	頁
ア 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について	(P 1)
ア- (1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (総合医療センター)	(P 2)
ア- (2) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (こころの医療センター)	(P 3)
ア- (3) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (一志病院)	(P 4)
ア- (4) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (志摩病院)	(P 5)
イ 資金収支の改善について	(P 6)
ウ 未収金の回収と発生防止について	(P 7)
エ 地方公営企業会計制度の見直しにかかる対応について	(P 8)

項目 ア	平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について	意見書 2頁
意見	<p>平成23年度の病院事業会計の収益的収支における総収支は、約29億4,701万円の純損失となっており、前年度に比べ約23億9,217万円、赤字額は増加している。これは主に、志摩病院において、指定管理者制度への移行に伴う退職金の支払等により、約16億2,059万円の特別損失を計上したことによるものである。</p> <p>総合医療センター及び志摩病院は、平成24年4月から新たな運営体制に移行したところであるが、病院事業庁においては、公営企業として、こころの医療センター及び一志病院の経営改善に向け、中期経営計画における「平成24年度年度計画」の病院の収支改善等に関して設定された目標が達成できるよう、病院の支援など積極的に取組を進められたい。</p> <p>また、平成24年度は中期経営計画の最終年度であり、県立病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するために、県立病院改革の動向を踏まえつつ、複数年を見据えた新たな経営計画を策定されたい。</p>	

1. 平成24年度年度計画の目標達成について

「三重県病院事業中期経営計画 平成24年度年度計画」に掲げた目標の達成に向け、病院事業庁（県立病院課）としましては、こころの医療センターにおける病院機能再編の検討や一志病院における家庭医療を基本とした地域医療確保の取組などを積極的に支援しながら、それぞれの病院の経営改善を図ってまいります。

2. 新たな経営計画について

新たな経営計画につきましては、医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進し、それぞれの県立病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していけるよう、本年度中に策定することとしています。

項目 ア- (1)	平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (総合医療センター)	意見書 2頁
意見	<p>総収支は約20億765万円の黒字であり、前年度に比べ約16億6,576万円、黒字額が増加している。</p> <p>これは、企業債繰上償還補償金等の増により、特別損失が前年度に比べ約5億2,764万円増加したことや、看護師の増、固定資産除却損の増等により、医業費用が約2億6,362万円増加したものの、資本剰余金の病院間貸借解消等により、特別利益が前年度に比べ約26億6,079万円増加したことによる。</p> <p>平成24年4月から地方独立行政法人化したところであるが、所管する健康福祉部と連携しながら、法人化のメリットを生かすことにより、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応できるよう期待する。</p>	

1. 法人化による期待

病院事業庁では、本年4月の総合医療センターの地方独立行政法人化に向け、組織体制の検討のほか、関係諸規程や人事給与・財務システムの整備などを進め、運営形態を円滑に移行しました。

今後とも県立3病院と同センター間においては、医療技術の向上や人材育成などできる限りさまざまな面での情報共有・連携協力を図ってまいります。

※地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、平成24年度から健康福祉部が所管

総合医療センターは、病院長（理事長）の責任と権限のもと、地方独立行政法人化のメリットと効果を最大限に生かしながら、高度医療や救急医療の充実など良質な医療を提供できる体制を整備し、医療サービスの一層の向上と財務体質の強化を図ることで、第一期中期計画に掲げた目標の達成に向けて取り組んでいただくものと考えています。（健康福祉部）

項目 ア- (2)	平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (こころの医療センター)	意見書 3頁
意見	<p>総収支は約25億2,906万円の赤字であり、前年度に比べ約27億1,400万円、収支が悪化している。</p> <p>これは、資本剰余金の病院間貸借解消により、特別損失が前年度に比べ約26億8,581万円増加したことや、給与費等の増により、医業費用が前年度に比べ約8,643万円増加したことによる。</p> <p>なお、経常収支では、各種医療相談、家族相談サービスの充実による外来患者数の増や、入院単価の増等により、約2億6,103万円の黒字を確保している。</p> <p>病院機能の再編検討の結果策定された外来・相談機能の整備等の取組を着実に進めることで、地域生活支援体制を強化するとともに、救急・急性期医療等を推進し、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図りたい。</p>	

1. 地域生活支援体制の強化に向けた取組について

患者の退院・地域移行という精神科医療福祉の流れの中で、初診外来予約制を導入するとともに、初診患者のトリアージ体制の構築、外来棟の整備等に取り組んでいます。

今後は、病院機能再編の検討を進め、アウトリーチ体制及びデイケア・作業療法の充実により、地域生活支援体制の強化を図ってまいります。

2. 精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実に向けた取組について

中核病院として担うべき役割を發揮するため、救急・急性期患者の受け入れや措置診察への対応など、精神科救急・急性期医療を推進するとともに、アルコール依存症治療や認知症治療、精神病症状に悩む若者への早期介入・早期支援といった先進医療の取組をさらに強化してまいります。

項目 ア- (3)	平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (一志病院)	意見書 3頁
意見	<p>総収支は約9,578万円の赤字であり、前年度に比べ約1億2,730万円、収支が悪化している。</p> <p>これは、資本剰余金の病院間貸借解消により、特別損失が前年度に比べ約1億680万円増加したことや、給与費等の増により、医業費用が前年度に比べ約2,936万円増加したことによる。</p> <p>なお、経常収支では、リハビリテーション部門の施設基準の維持・向上等に取り組んだ結果、入院単価・外来単価の増等により、約2,442万円の黒字を確保している。</p> <p>当分の間、県立県営で運営を行うこととされており、引き続き、家庭医療を提供するとともに、訪問診療・訪問看護の充実など、地域の医療ニーズに対応されたい。</p> <p>また、過疎化・高齢化が進む中、さらに在宅医療の支援や予防医療に取り組むとともに、総合医（家庭医）の育成拠点として整備し医師の育成を図るなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域医療の推進に努められたい。</p>	

1. 地域の医療ニーズへの対応について

当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しいことから、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）に引き続き取り組むとともに、疾病の予防や早期発見を目的とした住民健診等の予防医療に取り組んでまいります。

また、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、地域の福祉機関等との連携強化を図ることにより、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等をさらに充実させてまいります。

2. 総合医（家庭医）育成拠点整備について

当院では、平成19年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、幅広い診療能力を有する家庭医の育成に取り組んでまいりました。

こうした実績をもとに、県内における総合医（家庭医）育成拠点としての研修環境をさらに充実させるため、現在、院内に宿泊可能な研修施設の整備に取り組んでいるところです。

今後、当院で研修している家庭医が、県内の地域医療を担うことができるよう、家庭医の育成に引き続き取り組むとともに、津市による三重大学寄附講座の取組を通じて地域医療の確保にも努めてまいります。

項目 ア- (4)	平成23年度決算と新たな経営計画の策定等について (志摩病院)	意見書 3頁
意見	<p>総収支は約23億2,982万円の赤字であり、前年度に比べ約12億1,663万円、赤字額が増加している。</p> <p>これは、退職手当特例措置分の繰入金等の増により、特別利益が前年度に比べ約5億1,551万円増加したものの、退職給与引当金の増により、特別損失が前年度に比べ約16億1,040万円増加したことによる。</p> <p>平成24年度から導入した指定管理者制度の特性を生かして、医師確保と運営体制の改善を図れるよう、病院事業庁においては、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を把握・評価しながら、指定管理者と連携しつつ、地域医療の確保・推進に努められたい。</p>	

1. 地域医療の確保・推進について

志摩病院については、地域医療を確保するため、基本協定等に基づき、病院運営の状況を十分に把握しつつ、指定管理者に対して医師の確保を強く要請するとともに必要に応じて指定管理者と連携して関係機関との調整を行うなどして、早期の診療体制の回復・充実を図ってまいります。

項目 イ	資金収支の改善について	意見書 4頁
意見	<p>平成23年度末の正味運転資本（内部留保資金）は前年度より、約16億5,207万円増加し約34億8,938万円（流動資産約71億3,632万円から流動負債約36億4,694万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約46億8,829万円）となっているが、この内部留保資金には、総合医療センターの約27億1,918万円を含んでおり、これを除くと約7億7,020万円である。</p> <p>また、平成24年度からは資金収支が黒字の総合医療センターが病院事業会計から分離しており、今後、設備投資等に多額の資金が必要となった場合などには、資金収支がさらに悪化する場合も考えられる。さらに、病院間資金貸借解消等のために一般会計から約47億1,417万円の長期借入を新たに行っている。</p> <p>こうしたことから、将来の病院事業収支予測と資金計画及び改良計画等の整合のもと、より一層の資金収支の改善に努められたい。</p>	

1. 資金収支の改善について

病院事業会計の内部留保資金は、平成24年当初予算において、年度末に約2億円プラスとなることを見込んでいます。

今後も、設備投資が後年度の資金収支に与える影響等に十分留意しながら資金計画や投資計画を策定し、資金収支が悪化しないよう取り組んでまいります。

また、「三重県病院事業中期経営計画」に基づく年度計画で設定した取組目標を着実に達成することで経営改善を進め、資金収支の改善に努めてまいります。

項目 ウ	未収金の回収と発生防止について	意見書 5頁
意見	<p>平成23年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で約1億3,726万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成23年度中に約1,792万円を回収（会計上の減額処理約3,126万円と合わせ過年度未収金は約4,918万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成23年度においては、約2,084万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p>	

1. 未収金の回収と発生防止について

過年度の未収金となってからの回収はより困難となるため、今後も発生防止及び発生直後の対策に最大限注力するとともに、過年度未収金となったものについては、さまざまな対策により回収に努めてまいります。

なお、未収金の発生防止及び回収に向けては、今後も次の対策を講じてまいります。

(1) 回収対策

- ①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行います。
- ②理由なく支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行います。
(※23年度は39件、約962万円について法的措置を実施)
- ③特に回収が困難な債権に対する対応を強化するため、弁護士に回収業務を委託します。
(※23年度は198件、総額約3,436万円を委託)

(2) 発生防止対策

- ①入院時には、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を患者等に配付し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行います。
- ②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じ、診療部や患者相談窓口など利用できる公費負担制度等の説明と申請のサポートを行います。
- ③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図ります。

項目 エ	地方公営企業会計制度の見直しにかかる対応について	意見書 6頁
意見	<p>地方公営企業会計制度の見直しに伴い、地方公営企業法の一部改正が行われ、法定積立金（利益積立金等）の積立義務の廃止などが盛り込まれた資本制度については、平成24年4月から施行されている。</p> <p>また、関係政省令も改正され、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金計上の義務化、キャッシュフロー計算書の導入などが盛り込まれた会計基準については、平成26年度予算及び決算から適用とされている。</p> <p>病院事業庁においては、既にキャッシュフロー計算書の作成やセグメント情報（病院別損益計算書等）の開示を行っているところであるが、今後は、情報収集に努めるとともに、財務会計システムの改修等を計画的に行い、制度見直しに的確に対応されたい。</p>	

1. 地方公営企業会計制度の見直しにかかる対応について

病院事業庁では、経理方法の変更に伴う財務諸表への影響の検証や、義務化される各種引当金の計上方法の検討など、平成26年度の予算及び決算からの適用に向けた準備作業を進めているところです。

また、現在使用している財務会計システムは、今回の制度変更に対応できないため、平成25年度中に改修を行う予定です。

引き続き、総務省から発信される情報等に十分留意し、会計制度の見直しに的確に対応するとともに、県民に分かりやすい情報提供ができるよう取り組んでまいります。